

# 令和 8 年度不正防止及び研究費におけるコンプライアンス研修

本研修会は、SDとして開催いたします。

主催： 公立大学法人九州歯科大学事務局  
(総務課／学生課)

# 令和8年度 研究不正防止研修

総務課

# 研究不正防止研修について

文部科学省では「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月）を踏まえ、必要な対応を実施してきたが、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、新たに「**研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン**」（平成26年8月）を策定。

## ★見直しのポイント

大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化

## 今回の主な内容

01

不正行為の種類と認定された事案

02

研究者の責任

03

不正行為防止に向けた大学の取組

# 01-1 不正行為とは

## 特定不正行為

### 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

### 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

### 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

## 不適切な行為

### オーサーシップ

論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含める。または著者としての資格を有する者を除外すること。

### 二重投稿

同一の研究結果についての論文等（投稿中のもの、受理されたものを含む）を2つ以上の審査機関・出版社等に投稿すること。

### サラム投稿

1つの研究を分割して公表すること。

# 01-2 令和7年度不正行為が認定された事案

| 不正事案名                                                               | 研究分野     | 不正行為に関与した者等<br>(所属機関、部局等、職名)                  | 不正行為の種別<br>(捏造、改ざん、盗用等) |
|---------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------|-------------------------|
| <a href="#">山口大学元教授による不正行為(研究規範に反する行為(虚偽の記載))の認定について</a>            | —        | 山口大学 元教授                                      | 研究規範に反する行為<br>(虚偽の記載)   |
| <a href="#">信州大学教授による不正行為(改ざん)の認定について</a>                           | 生体関連化学   | 信州大学学術研究院 教授、大阪大学 元教授                         | 改ざん                     |
| <a href="#">中京大学講師による不正行為(二重投稿)の認定について</a>                          | データサイエンス | 中京大学 心理学部 講師                                  | 二重投稿                    |
| <a href="#">麻布大学教授による不正行為(盗用、不適切なオーサiership)の認定について</a>             | 獣医学      | 麻布大学 獣医学部 教授                                  | 盗用、不適切なオーサiership       |
| <a href="#">大阪医科薬科大学教授による不正行為(適切な研究データ保管義務違反)の認定について</a>            | 消化器内科学   | 大阪医科薬科大学 医学部 教授                               | 捏造・改ざん                  |
| <a href="#">千葉大学元特任研究員による不正行為(改ざん)の認定について</a>                       | 泌尿器科学    | 千葉大学大学院医学研究院 元特任研究員、准教授、元教授                   | 改ざん                     |
| <a href="#">岩手大学教授、大学院生等による研究活動上の不正行為(捏造)の認定について</a>                | 水産食品加工学  | 岩手大学 農学部教授、元特任研究員、大学院生                        | 捏造                      |
| <a href="#">関西医科大学元学長特命教授(京都大学元准教授)による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について</a> | 麻酔・蘇生学   | 関西医科大学附属生命医学研究所 元学長特命教授<br>(京都大学医学部附属病院 元准教授) | 捏造、改ざん                  |
| <a href="#">京都大学元特定研究員による研究活動上の不正行為(捏造、改ざん)の認定について</a>              | 生物学      | 京都大学大学院 理学研究科 元特定研究員、教授                       | 捏造、改ざん                  |
| <a href="#">京都大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について</a>                     | 細胞生物学    | 京都大学 生命科学研究科 教授                               | 改ざん                     |

## 02

## 研究者の責任

### 公正な研究

- 社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行する。
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理をする。
  - ・個々の研究者間の役割分担・責任の明確化、データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

### 研究成果の発表

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに公開する。（内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献する）

### 法令の遵守

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守する。

### 不正行為 疑惑への 説明責任

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明する必要がある。

違反すると

- 競争的資金等の返還、申請制限（交付金等で行われた研究活動の特定不正行為も対象）
- 組織内部規程に基づく処分

## 03-1 不正行為防止に向けた大学の取組

### 特定不正行為 不適切な行為

- ・「ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、加担しない」（九州歯科大学研究者行動規範）
- ・特定不正行為以外の「論文の二重投稿」や「不適切なオーサーシップ」などについても、文部科学省のガイドラインに基づき「研究活動上の不適切な行為」として禁止。

（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程 <https://www.kyu-dent.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/11/090104.pdf> ）

### 研究倫理教育 の実施

- ・本学に所属する教員及び大学院生は受講を義務化。

（九州歯科大学研究倫理教育の実施に関する要領 <https://www.kyu-dent.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/02/1d72c4ebbcf6d2564b8c46612f8e7c62.pdf> ）

- ・研究倫理教育プログラムについては、e-learningシステム「APRIN」を活用し、定期的に研究倫理教育を受講。（※未受講者は必ず受講してください）

### 規程等の整備

- ・研究統括管理責任者及び研究倫理教育責任者の設置。
- ・不正が発生した場合の調査委員会の設置及び一定期間の研究資料等の保管を義務付け。

（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程 <https://www.kyu-dent.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/11/090104.pdf> ）

## 03-2 不正行為防止に向けた大学の取組

### 研究データの 保管

- ・研究成果やデータ等は適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは研究者等に課せられた責務
- ・研究不正の疑念を持たれた場合には、自らが疑念を晴らすことができるよう、資料等を適切に保存することは本学及び社会に対する責任

(九州歯科大学における研究データの保存等に関する方針 <https://www.kyu-dent.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/11/data-policy.pdf> )

#### ①研究データ

- ・文書、数値データ、画像等の「資料」・実験試料、標本等の「試料」・装置

#### ②方法

- ア 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を**実験ノート等の形で記録に残すこと**
- イ 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、**後日の利用・検証に役立つように十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成すること**
- ウ 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならないこと

#### ③保存期間

- ア 実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等発表後**10年間**
- イ 「試料(実験試料、標本)」や「装置等」、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等発表後**5年間**

# 04

## 生成系 A I の利用について

本学では、令和5年に「生成系AIの利用に関するガイドライン」を定めました。

### 生成系 A I の利用に関するガイドライン (令和5年6月27日 公立大学法人九州歯科大学)

#### 1 目的と範囲の明確化及び透明性の確保

生成系 AI を利用する場合には、事前に利用目的や利用範囲を設定すること。  
これらに加え、利用した生成系 AI のサービス名や AI モデル等の情報を、作成した資料等に明記すること。

#### 2 出力結果の検証

生成系 AI が出力する情報は、必ずしも正確とは限らないため、様々なリソースを利用して関連情報を調べたり、自身の認識との違いを検証したり、複数人で出力内容を検討したりするなどして、利用者自身の責任で十分に検証した上で利用すること。

#### 3 倫理的配慮

生成系 AI の出力内容に、誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的・攻撃的表現が含まれる場合には、その情報は利用しないこと。

# 04

## 生成系 A I の利用について

(生成系AIの利用に関するガイドライン つづき)

### 4 個人情報及び機密情報等の保護

生成系 AI に入力した情報は、他の利用者への出力内容に用いられる可能性等があり、情報漏洩の危険性があるため、個人情報や守秘義務が課せられている情報、教育研究上の機密情報を生成系 AI に入力しないこと。

### 5 著作権等の知的財産権の尊重

生成系 AI に入力する情報や出力された情報に、著作権等の知的財産権を侵害する可能性がないかを慎重に確認すること。また、生成系 AI を使って文献や資料の要約を作成する場合、元の文献の著者や資料の出典等を正確に記載して、著作権等の知的財産権に関する法律を遵守すること。

### 6 様々なルールの遵守

論文の投稿やその他の資料の公表に際して生成系AIを利用する場合には、論文の投稿規程や資料の公開先で規定された生成系 AI の利用に関するルールを遵守すること。

今後、生成AIの活用が進むと予想されますが、本ガイドラインに記載されている内容と併せて、常に最新の動向を把握してください。

## おわりに(研究活動の不正行為に関する基本的考え方)

### 不正行為に対する基本姿勢

- ・ 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、**科学そのものに対する背信行為**である。
- ・ 個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して**厳しい姿勢**で臨む必要がある。

### 自律・自己規律

- ・ 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の**研究機関の自律に基づく自浄作用**としてなされなければならない。
- ・ **研究室・教室単位から**学科・専攻、更に学部・研究科などあらゆるレベルにおいて重要な課題として認識されなければならない。

### 研究機関の管理責任

- ・ 大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、**不正行為が起きにくい環境**がつけられるよう対応の強化を図る必要がある。
- ・ 組織としての**責任体制の確立**による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進する。

令和8年度

研究費におけるコンプライアンス研修

学生課

# 研究費におけるコンプライアンス研修について

国民の貴重な税金から公的研究費が賄われているにも関わらず、公的研究費の不正使用が多発していることから、文部科学省は「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**」を令和3年2月1日に改正

「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向

ガイドラインは「**不正を事前に防止する取組**」の一環として、定期的なコンプライアンス教育の実施を研究機関に求めているため、令和7年度においても継続して実施するもの。

## 今回の主な内容

01

研究費の不正使用に  
該当する事案の紹介

02

不正防止のための  
取り組みについて

03

研究費ルール等  
について

# 01-1

## 研究費の不正使用について

### 預け金

架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入に充てていた。

### カラ出張

出張を取止めたにも関わらず、偽りの出張報告書を提出して出張が行われたかのように装い、不正に旅費を受領していた。

### カラ雇用 カラ給与

勤務実態のない勤務報告書をアルバイトに作成させて請求し、補助金から賃金が支払われた後、研究者に賃金の一部を戻させ、私的流用していた。

### 旅費の 重複受給・ 二重請求

出張先機関からの旅費受給に加え、所属機関へ旅費を請求すること。

上記のような使用は、私的・研究目的での使用問わず研究費の不正使用である  
内部監査や会計検査等で必ず発覚するため、不正な使用は行わないこと

## 01-2 研究費の不正使用についての措置

研究費を不正に使用した研究者に対し、九州歯科大学および配分機関は以下の措置を講じる



### 九州歯科大学の措置

#### 就業規則等に基づく人事処分

- ・懲戒解雇、  
停職減給等の懲戒処分、  
訓告・厳重注意等の措置

#### 法的責任の追及

- ・民事訴訟や刑事告発

#### 調査結果の公表

- ・氏名や不正使用の内容等の公表

### 配分機関の措置 (文部科学省など国の機関)

#### 研究費一部または全部返還 応募資格の制限

(競争的資金の場合)

- ・私的な流用 : 10年
- ・私的流用以外 : 1～5年
- ・善管注意義務違反 : 2年

## 01-3 研究費の不正使用に当たった事案の紹介

| 研究機関名        | 不正が行われた年度                | 不正の内容             | 不正に支出された研究費の額 | 最終報告書の概要<br>(調査結果、再発防止策、関係者の処分等)                          |
|--------------|--------------------------|-------------------|---------------|-----------------------------------------------------------|
| 国立成育医療研究センター | 令和2～4年度                  | 目的外使用、カラ謝金、架空請求   | 10,635,633円   | <a href="#">国立成育医療研究センターにおける公的研究費の不正使用について(PDF:182KB)</a> |
| 東京科学大学       | 令和5年度                    | 不当な請求             | 36,799円       | <a href="#">東京科学大学における公的研究費の不正使用について(PDF:199KB)</a>       |
| 琉球大学         | 平成29年度～令和6年度             | カラ謝金、カラ業務委託、資金の還流 | 12,657,350円   | <a href="#">琉球大学における公的研究費の不正使用について(PDF:120KB)</a>         |
| 岡山大学         | 平成29年度～令和元年度、令和3年度～令和6年度 | 旅費の不正な支出          | 833,310円      | <a href="#">岡山大学における公的研究費の不正使用について(PDF:198KB)</a>         |

## 02

## 不正防止のための取り組みについて

### 研究費の不正防止のため本学で行っている取組

- 研究費による契約について、全て検収を実施
- 研究費、競争的資金による一部の発注を事務局において実施
- 内部監査の実施
- 納品物品、業務委託の成果物の事後検収の実施
- 高額備品等における事後の実態調査の実施
- 不正行為相談・通報窓口の設置（経営管理部総務課）
- 研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出
- 業者に対して研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出依頼

研究計画に従い、計画的な  
予算の執行を行いましょう

## 03-1 研究費ルール等について

### 競争的研究費 日本学術振興会科学研究費・厚生労働省科学研究費

学振科研費のルールについては以下で確認できる。

#### ◆ 科研費ハンドブック

※R5年度から紙配付なし。学術振興会HPにある電子ファイルを確認すること

[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15\\_hand/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html)

#### ◆ 研究者使用ルール

交付内定・決定時にPDF添付。学術振興会HPにも掲載あり

[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16\\_rule/shiyourule.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/shiyourule.html)

#### ◆ 科研費 F A Q

学術振興会HPに掲載。キーワード検索が便利

<https://kakenhi.jsps.go.jp/Opac/search.htm?s=rx0G0fVkf2N0cyIGoWPPEkTSaEl>

学内や配分機関の規定に従い、**研究計画に沿って使用**すること

### 民間企業との契約 共同・受託研究費等

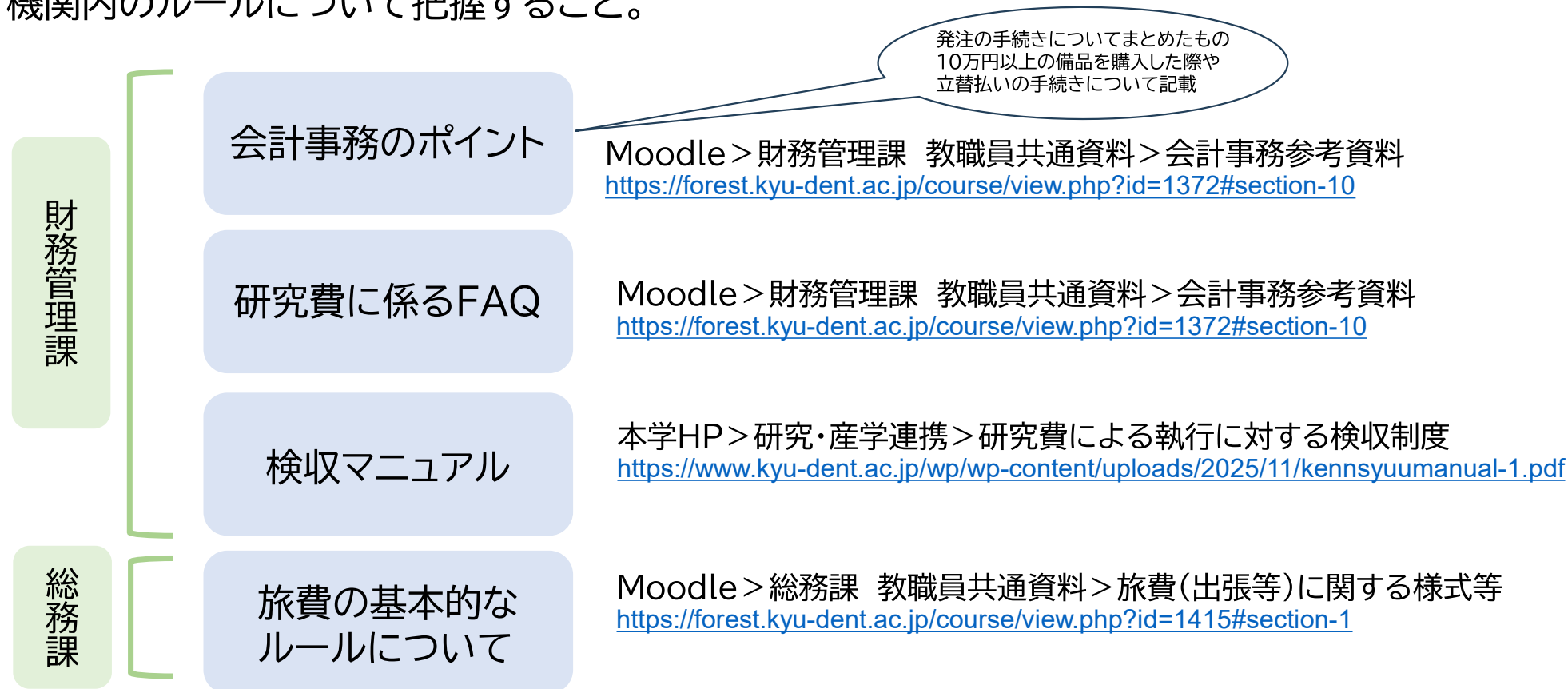
契約書や学内の規定に従い、使用すること。

### 本学独自の研究費 個人研究費

学内の規定に従って使用すること。

## 03-2 学内の主な研究費執行に関するルール

研究費の執行については、事務職員だけでなく、必ず**研究者及び研究補助員**についても、機関内のルールについて把握すること。



## おわりに



研究費の不正使用は、納品検収体制、内部監査などの不正防止対策、更には会計検査、告発などの様々な監視の目によりいずれ発覚する



不正防止のためには、学内や配分機関のルールを理解し守ることが重要



研究費は公的資金であるということを意識して使用すること

## 令和8年度研究費コンプライアンス研修理解度チェックシート

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏名      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 所属部局等名  | <input type="checkbox"/> 歯学部 <input type="checkbox"/> 歯学研究科 <input type="checkbox"/> 附属病院 <input type="checkbox"/> 事務局 <input type="checkbox"/> その他<br>（分野：                  ）      （所属：                  ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 受講者区分   | <input type="checkbox"/> 教員（○をつけてください→ 教授・准教授・講師・助教）<br><input type="checkbox"/> 事務職員<br><input type="checkbox"/> 技術職員 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 医員 <input type="checkbox"/> 研究補助員 <input type="checkbox"/> その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 理解度チェック | <div> <b>1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）関係</b> </div> <div> <p>① 研究室で急な物品購入に備えるため、架空の謝金を計上して余剰資金を研究室の口座に残す行為は、不正行為に該当する。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>② 個人的に使用する目的で購入したデスクトップ型モニターの納品書・請求書を使用し、立替払として大学へ請求する行為は不正行為に該当する。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>③ 研究出張の際に、学会参加の翌日に私的な観光を行い、その日を含めて研究費から旅費を請求する行為は不正行為に該当する。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>④ 年度末に未使用となりそうな研究費について、業者に依頼して架空発注を行い、翌年度に使用するための資金として管理してもらった。この行為は不正行為に該当する。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>⑤ 不正を行った研究者に対しては、機関内での懲戒解雇を含む人事処分、刑事告発・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配分機関からの研究費の一部または全部の返還請求、申請及び参加資格の制限がある。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>⑥ 九州歯科大学では、不正使用情報の通報窓口を学務部学生課に設置している。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <b>2. 九州歯科大学におけるルール等関係</b> </div> <div> <p>① 研究費で購入した物品が納品されるとき、税込み単価が5万円を超えなければ、検収担当者の検収を受ける必要はない。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>② 研究が終了しても研究費に残額がある場合は、無理に使い切らずに手続きを経て返還する。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>③ 教員又は研究補助員は金額によらず全ての研究費の執行に関して発注の権限を有する。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>④ 競争的資金の制度ごとに使用できない経費があるので、研究費を使用する際には配分機関の使用ルールを確認する必要がある。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> <div> <p>⑤ 研究者は研究費の執行の際、研究計画に沿った使用をしなければならない。</p> <p>1. はい<br/>2. いいえ</p> </div> |

当研修や研究の不正防止についてご意見等ありましたらご記入ください。